



函南町ごみ焼却場・リサイクルプラザ

ごみの直接搬入について



函南町ごみ焼却場及びリサイクルプラザは、町民の皆様の生活にとって必要不可欠な施設です。ごみの適正な処理と処理施設の安全で安定的な管理・運転を行うため、焼却場へごみを直接搬入する際には、次のことを守っていただき、適正なごみ処理にご協力をお願いします。

(直接搬入について)

1 ごみの搬入ができる日時は、下記のとおりとなります。

	月曜日～金曜日（平日）	土曜日・日曜日・ 祝日	毎月 最終日曜日
家庭系一般廃棄物 (家庭で発生したごみ)	午前8時30分～ 午後4時30分 (正午から午後1時を除く)	休場日	午前9時～午後3時 (正午から午後1時 を除く)
事業系一般廃棄物 (事業で発生したごみ) ※燃やせるごみのみ	午前8時30分～ 午後4時30分 (正午から午後1時を除く)	休場日	受け入れして いません

※年末年始最終日曜日の搬入日は、別途広報かなみにて、お知らせします。

- 搬入できるごみは、函南町で発生したごみのみとなります。他市町村で発生したごみ、他市町村の指定袋に入っているごみは受け入れできません。ごみが発生した市町村で処理をお願いします。
- 燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみ（空き缶、空き瓶（色別）、ペットボトル、白色トレイ、古紙・古布、蛍光灯・乾電池等）、粗大ごみは、分別して搬入してください。分別されていない場合は、受け入れできない場合があります。分別詳細は、クリーン函南を参照してください。
- 事業系一般廃棄物（事業活動で発生した燃やせるごみのみ）の搬入については、町許可業者、町内に事業所がある事業者の自己搬入に限ります。また、事業ごみは産業廃棄物となるものもあり、搬入をお断りする場合があります。
- ごみ排出者本人による搬入に限ります。（代理人による搬入は原則不可）
- 必ず搬入時に本人が確認できるものの提示をお願いします。（免許証等、町内住所氏名が判明できるもの）提示できない場合、受け入れできません。
- ごみ焼却場が突発的な故障、緊急修繕等により通常通りの焼却及び処理ができない場合、直接搬入をお断りさせていただく場合があります。（その際は別途お知らせします）

(処理手数料)

家庭系一般廃棄物手数料

1日 300 kgまで無料

300 kg超過の場合、超えた量に対して 10 kgごと 40 円ずつかかります。

事業系一般廃棄物手数料

100 kgまで 750 円

100 kg超過の場合、10 kgごと 75 円ずつかかります。

(条件および注意事項)

- 1 ごみステーションで回収を行っている燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみについては、基本的には搬入せず、収集日にごみステーションへ出すようご協力をお願いします。
- 2 安全と適切なごみ処理のため、場内では係員の指示を必ず守ってください。指示を守らない場合、受け入れできません。
- 3 ごみを袋に入れて搬入する際、内容物がわかるよう函南町の指定袋（家庭ごみであれば家庭用指定袋、事業ごみであれば事業用指定袋）、若しくは透明又は半透明袋で搬入をお願いします。他市町村の指定袋使用の場合、受け入れできません。
- 4 内容物が確認できない場合、袋を開封し、ごみの内容を確認させていただく場合があります。
- 5 自己搬入は原則、搬入者による手下ろしになります。多量のごみを搬入する場合は、2人以上でお越しくください。（草・剪定枝等は係員が指示した場合のみ、ダンプアップによる処理を可とします。）
- 6 函南町の一般廃棄物収集運搬許可なしに、他人のごみを運搬することはできません。善意であっても廃棄物処理法違反となることがありますので、ご注意願います。
- 7 以下のいずれかに該当する場合、受け入れできません。
 - (1) 函南町以外で発生したごみの混入が判明した場合
 - (2) 函南町以外の他市町村の指定袋で搬入した場合
 - (3) 産業廃棄物
 - (4) 危険物及び処理困難物等（別表1）
 - (5) 法令等により再生利用等が義務付けられているもの（別表2）
 - (6) 搬入制限をおこなっているもの（別表3）
 - (7) ごみの発生場所や排出者、搬入物を偽る等、虚偽の申告をおこなった場合
 - (8) 土や石等（コンクリート等含む）は、廃棄物ではないため、搬入できません
 - (9) 事業系一般廃棄物のうち、リサイクル可能な古紙類
 - (10) 函南町の一般廃棄物収集運搬業許可が無く、収集運搬を業としておこない搬入した場合

別表1 処理困難物、危険物等

区 分	品 目
危険物	LPG ボンベ、火薬類、ニカド電池、ボタン電池、リチウムイオン電池、ガソリン・灯油等、バッテリー、有毒性・発火性のあるもの、ペンキ、シンナー、農薬、機械油、感染性医療系廃棄物
容積又は重量の著しく大きい物	グランドピアノ、ドラム缶、建築廃材、焼却炉、サンドバッグ（砂）
処理困難物	タイヤ（ホイール含む）、石膏ボード、瓦、レンガ、コンクリートブロック、断熱材、エンジン・モーター付機械、自動車（二輪車含む）及びその部品、工業用ポンプ類、コンプレッサー類、ソーラーパネル、業務用エアコン、業務用洗濯機・乾燥機、業務用冷蔵庫・冷凍庫等、農業機械類、農業用ビニール、発電機、耕運機、消火器、特別管理一般廃棄物（PCB を使用する部品、廃水銀、ばいじん等々）、その他処理施設にて適正な処理が困難と判断できるもの

別表2 法令等により再生利用等が義務付けられているもの

関 連 法 令	品 目
家電リサイクル法	エアコン、テレビ（ブラウン管テレビ・液晶テレビ・プラズマテレビ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機
パソコンリサイクル法	デスクトップパソコン本体・ノートパソコン 液晶ディスプレイ・一体型パソコン
自動車リサイクル法	自動車及び部品・二輪車及び部品 原動機付き自転車

別表3 搬入制限をおこなっているもの

品 目	搬入できる大きさ
木・枝 剪定ごみ	長さ 50 c m以下、
自身で解体等をした廃材（柱等）	太さ 10 c m以下に切断してあれば受入可能
畳	3 等分に切断してあれば受入可能
その他著しく大きいもの	係員の指示する大きさであれば受入可能 搬入前に事前にご相談ください。

(町で処理ができないごみの処理)

(1) 産業廃棄物

産業廃棄物処理業者へ処理を依頼してください。

産業廃棄物の処理については、静岡県産業廃棄物協会 (TEL: 054-255-8285) へお問い合わせください。

(2) 危険物、処理困難物

自己処理をお願いします。

自己処理ができない場合には、販売店、専門業者、処理業者へ処理を依頼してください。

(3) 法令等により再生利用等が義務付けられているもの

函南町ホームページの各種リサイクル方法を参考に、自己処理をお願いします。

(4) 搬入制限をおこなっているもの

制限範囲内に解体等していただければ、焼却場で受入可能です。解体等が難しい場合は処理業者へ依頼してください。

(5) 建築廃材 (家屋等の解体ごみ)、日曜大工等の廃材の処理について

家屋などを建設・解体業者に依頼し、取り壊し等を行い、発生した廃材は「産業廃棄物」となります。町では受け入れできません。産業廃棄物処理業者、解体施工業者等に処理を依頼してください。

家庭で個人が自ら取り壊した場合は受入可能なものは搬入可能です。ただし、処理困難物及び搬入制限をおこなっているもの、形状や材質、量によっては受け入れできませんので、処理業者へ依頼をお願いします。

受入できるもの一例 (個人で解体したものに限る)

・木製板材・建具 (ドア、ふすま、障子、サッシ、ガラス戸等)・柱 (長さ 50 cm 以下、直径 10 cm 以下)・畳 (3 等分にしたものに限る)

受入できないもの一例 (個人で解体したとしても受入不可) ※専門業者へ処理を依頼してください。

・石膏ボード・断熱材・柱 (長さ 50 cm 以上、直径 10 cm 以上)・畳 (1 畳の状態)・瓦、レンガ、コンクリートブロック等・その他処理施設で処理が困難と判断できるもの

問合先 函南町 厚生部 環境衛生課

Tel : 055-979-8112 Fax : 055-978-3027

メールアドレス : kankyoutown.kannami.shizuoka.jp

函南町ごみ焼却場・リサイクルプラザ

Tel : 055-974-0223 Fax : 055-974-1929

メールアドレス : kannami-sk@ca.thn.ne.jp

